



秋田県公報

目次	ページ
告示	
○包括外部監査契約の締結(二二五・総務課)	1
○救急病院等でなくなった医療機関(二二六・医務課)	1
○救急病院の認定(二二七・医務課)	1
○特定計量器定期検査の実施(二二八・計量検定所)	1
○基本測量終了の通知(二二九・三〇一・建設管理課)	2
○本荘港湾計画の変更の概要(二三二・港湾空港課)	3
○建築基準法による指定確認検査機関の業務区域の増加の許可(二三三・建築住宅課)	3
公告	
○土地改良区の役員の届出(由利地域振興局農林部)	3
○土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)	3
○土地改良区の変更の認可(由利地域振興局農林部)	3
○県営土地改良工事の完了(由利地域振興局農林部)	3
○土地改良区の役員の届出(仙北地域振興局農林部)	3
○土地改良区の役員の届出(仙北地域振興局農林部)	3
○教育委員会公告	
○秋田県青少年交流センターの利用料金の額の承認	4
○公安委員会告示	
○少年指導員の委嘱(六一・少年課)	5

告示

秋田県告示第二百二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり平成十九年度の包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定に基づき、告示する。
平成十九年四月十三日

秋田県知事 寺田典城

一 包括外部監査契約の期間の始期 平成十九年四月二日
二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法基本費用並びに執務費用及び実費とする。
三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
白山 真一 神奈川県川崎市多摩区登戸二千二百五十六番地
ジュースフイヤーージュ五階
四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 契約の定めるところによる。

秋田県告示第二百二十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定による次の救急病院が救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定に基づき、告示する。
平成十九年四月十三日

名称	所在地	救急病院でなくなった年月日
平鹿総合病院	横手市駅前町一番三十号	平成十九年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百二十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。
平成十九年四月十三日

名称	所在地	認定の有効期限
平鹿総合病院	横手市前郷字八ツ口三番一	平成二十二年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百二十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定に基づき、公示する。
平成十九年四月十三日

秋田県知事 寺田典城

検査を行う区域 対象となる特定計量器 期日、時間及び場所

検査区域	検査対象	検査期日	検査時間	検査場所
五城目町	非自動はかり及び分銅等	平成十九年五月十七日	午前十時から午前十一時三十分まで	八郎潟町臨時計量器検査所
井川町	"	平成十九年五月十七日	午後一時三十分から午前十一時三十分まで	井川町臨時計量器検査所
湯上市	"	平成十九年五月二十一日	午後一時三十分から午後三時三十分まで	湯上市臨時計量器検査所
"	"	平成十九年五月二十二日	午前九時三十分から午前十一時三十分まで	"
"	"	平成十九年五月二十二日	午後一時三十分から午後三時三十分まで	五城目町臨時計量器検査所

があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十九年四月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第百三十三号

本荘港港湾計画の変更について、港湾法(昭和二十五年法律第百二十八号)第三条第九項の規定に基づき、当該変更の概要を次のとおり公示する。

平成十九年四月十三日

本荘港港湾管理者 秋田県

代表者 秋田県知事 寺 田 典 城

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を建設交通部港湾空港課及び由利地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第百三十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第七十七条の第二第一項の規定により、次のとおり指定確認検査機関の業務区域の増加を許可したので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成十九年四月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	住 所	業務区域	許可年月日
財団法人秋田市総合振興公社	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝一番地一	秋田市及び潟上市の全域	平成十九年三月三十日

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、にかほ市土地改良区から次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年四月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 就任理事の住所及び氏名

- にかほ市伊勢居地字南野六十三番地 伊東 誠
- 馬場字冷沢三十四番地一 齋藤 彌
- 三森字浜田百三番地 佐藤 邦彦
- 田抓字木ノ下十一番地三 伊藤 盛雄

にかほ市畑字福田五十七番地 佐々木好夫

大竹字前谷地二百十五番地 三船 隆

金浦字南金浦百四十四番地 阿部 俊雄

黒川字三獄前百番地 齋藤 三悦

象潟町小滝字北田二番地 山田 明

字中橋町百二十四番地 森 栄一

字中橋町百六十九番地一 森 拓二

横岡字大森四十七番地 齋藤 春夫

横岡字中屋敷七十一番地 齋藤 俊夫

長岡字長田町百四番地 須藤 均

大須郷字大道下六番地九 須藤 春蔵

就任監事の住所及び氏名

にかほ市芹田字家ノ後五十三番地一 遠藤 直

前川字久根添百二十三番地 藤田 史朗

象潟町大砂川字菅三十九番地 佐藤 一幸

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があつた定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年四月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 本荘東由利土地改良区

認可年月日 平成十九年四月四日

二 由利本荘市滝沢堰土地改良区

認可年月日 平成十九年四月四日

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十七条の第二第三項の規定により、由利本荘市滝沢堰土地改良区から申請があつた管理規程の変更について、平成十九年四月四日認可したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十九年四月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百三十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年四月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 県営土地改良事業(笹子大堰4期地区ため池等整備事業)

完了年月日 平成十八年七月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

二 県営土地改良事業(東溜池地区ため池等整備事業)

完了年月日 平成十八年八月七日

三 県営土地改良事業(霞ヶ沢地区ため池等整備事業)

完了年月日 平成十八年十一月一日

四 県営土地改良事業(川口地区ため池等整備事業)

完了年月日 平成十九年二月五日

五 県営土地改良事業(矢島地区担い手育成基盤整備事業)

完了年月日 平成十九年三月二十七日

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋田県仙北平野東部土地改良区から次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年四月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大仙市大曲土地改良区

退任理事の住所及び氏名

大仙市太田町国見字石縄手四十三番地一 藤澤 将利

大仙市内小友字山三十六番地 佐藤 芳男

字元木八十七番地 佐藤 秀一

字荒町百四十七番地 後藤幾久雄

字中沢百七十一番地の十四 栗林 正夫

字館前九十五番地 佐々木晃清

角間川町字中木内百三十二番地の二 仲村 力夫

字中町頭十七番地の二 間瀬 堅一

字中野四十一番地 佐藤 豊美

字木内九十五番地 中森 一男

字道東二十五番地 古谷 久市

字布晒百八番地 小松 寅吉

大曲西根字元木二番地 品川 甚一

字小館百十四番地の二 判田 勝補

字鳴村百番地 小原 行雄

字鳥居百七十番地 加賀 公

区分	定料金を定めている場合		備考
	洋室一人用	洋室二人用	
使用の単位	一人一泊につき(二人で使用)	一人一泊につき(二人で使用)	備考
	一人一泊につき(二人で使用)	一人一泊につき(二人で使用)	
利用料金	四、六〇〇円	四、六〇〇円	備考
	四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	
備考	一人一泊につき(二人で使用)	一人一泊につき(二人で使用)	備考
	一人一泊につき(二人で使用)	一人一泊につき(二人で使用)	
備考	五、二〇〇円	五、二〇〇円	備考
	四、四〇〇円	四、四〇〇円	
備考	一人一泊につき(三人で使用)	一人一泊につき(三人で使用)	備考
	一人一泊につき(三人で使用)	一人一泊につき(三人で使用)	
備考	三、七〇〇円	三、七〇〇円	備考
	五、二〇〇円	五、二〇〇円	
備考	一人一泊につき(二人で使用)	一人一泊につき(二人で使用)	備考
	一人一泊につき(二人で使用)	一人一泊につき(二人で使用)	
備考	三、五〇〇円	三、五〇〇円	備考
	三、一〇〇円	三、一〇〇円	
備考	一人一泊につき(四人で使用)	一人一泊につき(四人で使用)	備考
	一人一泊につき(二人で使用)	一人一泊につき(二人で使用)	
備考	三、五〇〇円	三、五〇〇円	備考
	三、五〇〇円	三、五〇〇円	
備考	一人一泊につき(二人で使用)	一人一泊につき(二人で使用)	備考
	一人一泊につき(二人で使用)	一人一泊につき(二人で使用)	
備考	三、五〇〇円	三、五〇〇円	備考
	三、五〇〇円	三、五〇〇円	

備考 特別室を身体障害者以外が利用する場合は、洋室二人用の料金とする。
二 大広間

青少年の団体で秋田県教育委員会が別に定める基準に該当するものが使用する場合	七〇〇円	備考
その他の場合	一、四〇〇円	備考

備考
一 大広間を半分に仕切って使用する場合は、半額とする。
二 大広間を宿泊する目的で使用する場合の利用料金は、次のとおりとする。

区分	使用の単位	利用料金	備考
青少年の団体で秋田県教育委員会が別に定める基準に該当するもの構成員が宿泊研修を受けるため使用する場合	一人一泊につき	二、二〇〇円	
その他の場合		一、四〇〇円	

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第61号
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律122号)第38条第1項の規定により、次のとおり少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)第2条第2項の規定に基づき、公表する。
平成19年4月13日
秋田県公安委員長 大 淵 宏 道

氏名	連絡先	活動区域
左藤 博明	鹿角市花輪字白畑100番地 鹿角警察署生活安全課 0186-23-3321	鹿角警察署の管轄区域
石木田 誠一	鹿角市花輪字白畑100番地 鹿角警察署生活安全課 0186-23-3321	鹿角警察署の管轄区域
日高 玲子	鹿角市花輪字白畑100番地 鹿角警察署生活安全課 0186-23-3321	鹿角警察署の管轄区域
柳田 亮子	鹿角市花輪字白畑100番地 鹿角警察署生活安全課 0186-23-3321	鹿角警察署の管轄区域
鈴木 國雄	大館市根下戸新町1番70号 大館警察署生活安全課 0186-42-4111	大館警察署の管轄区域
田畑 重信	大館市根下戸新町1番70号 大館警察署生活安全課 0186-42-4111	大館警察署の管轄区域
敷田 金光	大館市根下戸新町1番70号 大館警察署生活安全課 0186-42-4111	大館警察署の管轄区域
虻川 忠博	大館市根下戸新町1番70号 大館警察署生活安全課 0186-42-4111	大館警察署の管轄区域
佐藤 良司	大館市根下戸新町1番70号 大館警察署生活安全課 0186-42-4111	大館警察署の管轄区域
石山 元一	大館市根下戸新町1番70号 大館警察署生活安全課 0186-42-4111	大館警察署の管轄区域
小林勝治郎	大館市根下戸新町1番70号 大館警察署生活安全課 0186-42-4111	大館警察署の管轄区域
船山 捷治	大館市根下戸新町1番70号 大館警察署生活安全課 0186-42-4111	大館警察署の管轄区域
柳谷 永逸	大館市根下戸新町1番70号 大館警察署生活安全課 0186-42-4111	大館警察署の管轄区域
大友 トシ	能代市日吉町1番23号 能代警察署生活安全課 0185-52-4311	能代警察署の管轄区域
落合 和子	能代市日吉町1番23号 能代警察署生活安全課 0185-52-4311	能代警察署の管轄区域
塚本 正	能代市日吉町1番23号 能代警察署生活安全課 0185-52-4311	能代警察署の管轄区域
大友 英治	能代市日吉町1番23号 能代警察署生活安全課 0185-52-4311	能代警察署の管轄区域
小玉 正富	男鹿市船川港船川字新浜町1番地の4号 男鹿警察署生活安全課	男鹿警察署の管轄区域
天野 康誠	男鹿市船川港船川字新浜町1番地の4号 男鹿警察署生活安全課	男鹿警察署の管轄区域

板橋 信男	0185-23-2233	
渡邊 清明	秋田市土崎港西三丁目1番8号 秋田臨港警察署生活安全課 018-845-0141	秋田臨港警察署の管轄区域
渡部 和雄		
関口 覺	秋田市千秋明德町1番9号 秋田中央警察署生活安全課 018-835-1111	秋田中央警察署の管轄区域
吹矢 修		
藤井 俊弥		
筒井 達也		
宇佐美正悦		
森 洋		
金子 真悟		
富川 有策		
布施 悦子		
村上 建一		
湊 久美子		
赤井 保廣		
堀川 芳朗		
佐藤 宗春		
相場 好		
杉山 吉則		
高橋 一晴		

三浦 修一	秋田市上北手百崎字内山60番地の2 秋田東警察署生活安全課 018-825-5110	秋田東警察署の管轄区域
玉山 秀子	由利本荘市中町27番地 由利本荘警察署生活安全課 0184-23-4111	由利本荘警察署の管轄区域
渡辺 英司		
山田 進	大仙市大曲日の出町一丁目1番30号 大仙警察署生活安全課 0187-63-3355	大仙警察署の管轄区域
今野 徳明		
安保 栄和		
金湖 敏章		
鈴木 鉄藏		
有坂 健藏		
佐藤 久		
沓沢 孝志		
有明 謙		
池田 利夫		
神原 義征	横手市安田字越廻71番地 横手警察署生活安全課 0182-32-2250	横手警察署の管轄区域
鎌田 勲一		
伊藤 孝助		
鶴田 徹二		
高橋 克己	湯沢市千石町一丁目3番5号 湯沢警察署生活安全課 0183-73-2127	湯沢警察署の管轄区域
阿部 和夫		
桐谷 一和		

長雄 潤二

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp

